

# ○鹿児島大学先端科学研究推進センター運営委員会規則

令和4年2月17日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、[鹿児島大学先端科学研究推進センター組織規則\(令和4年規則第15号\)第4条第2項](#)の規定に基づき、鹿児島大学先端科学研究推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 先端科学研究推進センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 先端科学研究推進センター(以下「センター」という。)のユニット長
- (3) センターの部門長
- (4) センターの専任教員
- (5) 各学部及び各研究科(大学院臨床心理学研究科を除く。)の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各1名
- (6) 研究推進部長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 [前項第5号](#)及び[第7号](#)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針及びセンターの分野の設置、廃止等組織編成に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の整備並びにその利用に関すること。
- (3) センターの諸規則の制定改廃に関すること。
- (4) センターの中期計画・中期目標及び評価に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 概算要求に関すること。
- (7) その他センターの管理・運営に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価の実施)

第8条 委員会は、[国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則\(令和2年規則第69号\)第3条](#)に基づき、センターの管理運営に関する自己点検・評価を実施するものとする。

2 [前項](#)の自己点検・評価は、毎年度実施するものとする。

(改善計画)

第9条 委員会は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認めた場合には、その改善計画書の提出をセンターに要請するものとする。

2 委員長は、[前項](#)の改善計画について、理事に報告する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、研究推進部研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 鹿児島大学医用ミニブタ・先端医療開発研究センター運営委員会規則(令和2年研機規則第6号)及び鹿児島大学研究支援センター運営委員会規則(平成31年研機規則第2号)は、廃止する。